変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第27項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略） （規則の制定） **第10条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略） （規則の制定） **第10条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

七　医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「医療用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第１項に規定する医薬品であって、医師又は歯科医師の処方せん又は指示によって使用される医薬品その他医療機関等において医療のために使用される医薬品のうち、この規約の施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものをいう。 ２　（略） ３　この規約で「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第27項に規定する介護老人保健施設、医薬品医療機器等法第２条第12項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。	（定義） **第２条**　この規約で「医療用医薬品」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定する医薬品であって、医師又は歯科医師の処方せん又は指示によって使用される医薬品その他医療機関等において医療のために使用される医薬品のうち、この規約の施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものをいう。 ２　（略） ３　この規約で「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設、薬事法第２条第５項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。
４　この規約で「医療用医薬品卸売業者」とは、医薬品医療機器等法第25条第３号に規定する医療用医薬品の卸売販売業を営む者をいう。 ５　（略）	４　この規約で「医療用医薬品卸売業者」とは、薬事法第26条第３号に規定する医療用医薬品の卸売一般販売業を営む者をいう。 ５　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

八　医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約において「医療用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第１項に規定する医薬品であって、医師若しくは歯科医師の処方せん若しくは指示によって使用される医薬品、その他医療機関等において医療のために使用される医薬品をいう。 ２　この規約において「事業者」とは、医薬品医療機器等法第25条第３号に規定する卸売販売業を営み、医療機関等に対し、医療用医薬品の販売を業とする者であって、この規約に参加する者をいう。 ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第27項に規定する介護老人保健施設、医薬品医療機器等法第２条第12項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略）	（定義） **第２条**　この規約において「医療用医薬品」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定する医薬品であって、医師若しくは歯科医師の処方せん若しくは指示によって使用される医薬品、その他医療機関等において医療のために使用される医薬品をいう。 ２　この規約において「事業者」とは、薬事法第25条第３号に規定する卸売販売業を営み、医療機関等に対し、医療用医薬品の販売を業とする者であって、この規約に参加する者をいう。 ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設、薬事法第２条第11項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

九　医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。